

理 由 書

1 箇所番号 23

本生産緑地地区は、錯誤による面積の拡大を把握したため、都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 94

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 96

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 102

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 143

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 241

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 318

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 427

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

9 箇所番号 428

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

10 箇所番号 485

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であるため、「拡大」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 493

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換が図られ、また、行為制限解除に伴い本生産緑地地区の面積が指定要件を満たさなくなることにより、「廃止」の都市計画変更を行うものです。

12 箇所番号 534

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

13 箇所番号 539

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

14 箇所番号 572

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

15 箇所番号 577

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

16 箇所番号 596

本生産緑地地区は、錯誤による面積の拡大を把握したため、都市計画変更を行うものであります。